

委員会活動報告

9月14日の本会議で付託された議案等について、総務委員会（9月15日）、産業建設委員会（9月19日）、教育厚生委員会（9月20日）、予算審査特別委員会（9月22日）を開き、審査しましたので、その概要をお知らせします。



島原市デザインナンバープレート

(対象車種)
50cc 以下
50cc 超～ 90cc 以下
90cc 超～ 125cc 以下

総務委員会は、今期定例会での付託案件はありませんでしたが、委員会を開催し、総務部から「デザインナンバープレートの進捗状況について」の報告を受けました。



総務委員会

付託された議案5件を審査しました。

○第69号議案
島原市都市公園条例の一部を改正する条例

新庁舎建設事業の施行に伴い大手広場公園を廃止する必要があるためこの条例を改正しようとするもの。

質議 新庁舎建設では、大手広場公園まで影響がでるのか。

答弁 新庁舎の建物の一部がかかる計画である。

質議 大手広場一帯を市民が集い憩える、中心市街地の拠点となる広場とする考えはないのか。

答弁 公衆トイレがある場所を含め、庁舎が建設されたあとに考えていく計画である。

このほか、緑地整備等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会

○第70号議案
市道路線の廃止について

○第71号議案
市道路線の認定について

市道路線を認定するため、道路法

市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

質議 タクシーがとまっている道路と広い歩道部分が廃止されるが、新庁舎でタクシー乗り場は計画されているのか。

答弁 現在と同じ場所付近に1、2台分の乗り場を計画している。

このほか、大手庁舎噴水前の市道の廃止の取り扱い等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



第8条第2項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

質議 市道に認定する理由は。

答弁 枝線を1つの市道として認定し、管理しやすくしたい。

このほか、大手付近の市道は新庁舎建設後、交通量が多くなることも予想されるので、警察と協議を行いながら安全確保を最優先できる体制を整えてほしいとの要望等がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第75号議案

平成28年度島原市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。
歳入決算額9975万9842円、歳出決算額7763万7834円、差し引き2212万2008円の繰越決算。

質議 ヒートポンプ方式に変更したが、効果はどうか。

答弁 実証実験によるデータでは、燃料費、光熱水費、人件費の3つを比べたとき、導入する前を100としたときに、導入したあとは概ね30%程度で推移しており、70%程度の減となっている。

質議 収入未済額があるが、何件分か。収入見込みがないならばそれなりの対応も必要だと思うが。

答弁 3件分。資産がないということ、国税や市税においても欠損処分がされている状況の方もおり、ゆくゆくはそういう方向性も出てくると思う。

このほか、地方債の償還計画、温泉使用料の対応などの質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

○第77号議案

平成28年度島原市水道事業会計剰余金の処分及び決算

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を受けようとするもの。

質議 島原地区と有明地区では有収率の差があるようだが理由は。

答弁 旧島原地区が77・5%、旧有明地区が62・1%。理由は、旧有明地区は給水管の漏水が増えていることが原因の一つ。

このほか、簡易水道と上水道の有収率の状況などの質疑がなされ、採決の結果、原案可決及び認定することに決定しました。

教育厚生委員会

付託された議案2件を審査しました。

○第74号議案

平成28年度島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額82億5422万4780円、歳出決算額82億1349万5902円、差し引き4072万8878円の繰越決算。

質議 収入未済額や不納欠損額の主要要因は。



答弁 生活困窮、無財産がほとんどで、この2つの要因で全体の約95%を占めている。

質議 医療費を抑えていくための取り組みは。

答弁 特定健診事業を実施し、早期発見、早期治療により重症化にならないように取り組んでいる。医療費の適正化事業としては医療費の通知、ジェネリック医薬品の利用促進としてシールの発送やジェネリック医薬品との利用差額の通知なども行っている。



ジェネリック医薬品希望シール

このほか、医療費の通知にかかる経費等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

○第76号議案

平成28年度島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額5億8936万606円、歳出決算額5億6690万4370円、差し引き2245万6236円の繰越決算。

質議 収入未済額が計上されているが、県の後期高齢者医療広域連合に保険料を納める際、この取扱いはどうなるのか。

答弁 滞納繰越分として次年度の予算に計上し、引き続き徴収に務めていくことになる。広域連合には、島原市において収入済み分の保険料を納める形になる。

質議 後期高齢者における医療費の状況は。

答弁 1人当たりの医療給付費は、平成28年度は87万4581円で、前年度より3万8736円減少している。県全体の1人当たり医療給付費の平均を見ても28年度は99万9391円で、前年度より1万4943円下がっている状況で、県内で医療費が増加したのは6市町であった。

このほか、前年度より保険料収入が増加している理由などの質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案1件を審査しました。

○第72号議案

平成29年度島原市一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ9580万5千円を追加し、予算の総額を229億2707万9千円とするもの。

審査に当たっては、まず常任委員会を単位とする各所管の分科会からの審査報告を行い、その後、総括質疑を行いました。



質議 社会保障・税番号制度整備事業について、具体的なシステム改修の内容は。

答弁 既存の住基システム、マイナンバー関係の住基ネットカード管理システム、個人認証システムとの連動等を含めてのシステム改修であり、住民票に旧姓を表示する部分を追加するものである。住民票に旧姓を追加するとマイナンバーカードにも反映されるようになり連動性を含めた改修になる。

質議 学校給食会設立について、公益財団法人とすべきでは。

答弁 非営利型の一般財団法人と公益財団法人は、税制上、同様の優遇措置がある状況。一定の期間がきたら考えていきたい。

質議 商店街活性化推進事業について、3年間の家賃補助が終了すれば、事業撤退とならないように、指導をお願いしたいと思うが。

答弁 家賃補助は、交付要綱上最長3年間となっているが、申請は単年度となるので、継続性も含め事業の実態の検証を行いながら、取り組んでいきたい。

質議 市も経営者になったつもりで収支計画書などの書類を審査された上で、この補正予算を計上されているならば納得する。予算が通り交

付申請書を審査したら交付決定されなかったとなると、この予算の審議は無駄になるが。交付要綱はどのようになっているのか。

答弁 予算の議決後に正式な交付申請書を出してもらう。交付要綱のもと、事業計画書、収支予算書、長期的な計画なども出してもらう。今回の手続きでは、現在別の場所で開催されている方が商店街に移転したいということなので、これまでの経営状況を確認しながら事業内容の聞き取りを行い対応をしている。

このほか、新構造改善加速化支援事業補助金におけるポイント制度等について質疑がなされ、挙手採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



補助金を活用し整備されたハウス